

2 福祉、保育、介護

(1) 介護分野

介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る報酬の見直し【平成 20 年末までに結論】

平成 18 年度の介護報酬等の改定時に創設された特定事業所加算は、加算を得た事業所がわずか 0.3%程度（平成 19 年 7 月時点）という数字が示すとおり、非常に実績が少なく、一方、事業者からは、特定事業所としての算定要件が過度に高い等の指摘がある。

質の高いケアマネジメントの実施に向けたインセンティブを適切に働かせるため、加算の効果を検証し、例えば、主任介護支援専門員である管理者の配置、中重度者（要介護 3～5）の占める割合、24 時間緊急呼び出しへの対応等、当該加算の算定要件の在り方を検討し、結論を得る。

また、ケアプランの公平性・中立性を確保する観点から、ケアマネジャーの独立をより促すことが必要であり、上記加算を含めた様々な報酬の在り方を見直し、検討する。（福祉ア）

介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーションに係る報酬の見直し【平成 20 年末までに結論】

事業所評価加算の実績は、通所介護が 1.2～1.3%、通所リハビリテーションが 2.5～2.6%（平成 19 年 4 月から 7 月）と少ない。また、利用者の立場からは、要支援度が維持・改善すると、将来的には利用サービス量が減ることによって負担が減ることがあり得る一方、事業所が加算を得た場合には自己負担（1割）として跳ね返ってきてしまうため、利用者自身がメリットを実感しづらいという可能性もある。

そのため、地方公共団体の協力を得て継続的に行われている介護予防の効果検証（費用対効果、属性別サービス別効果等）の結果や利用者の声等も踏まえ、当該加算の対象サービスについて検討し、結論を得る。（福祉ア）

指定事業所の基準の見直し【平成 20 年末までに結論】

事業者の指定要件である人員、設備、運営に関する基準が厳格かつ画一的に運用されるあまり、本来活かされるべき事業者の創意工夫を阻んでいるとの意見が多くある。中でも、サービス提供責任者の配置規制においては、特に基準の弾力的な運用を求める声が強いの。

したがって、現行の配置基準の妥当性について検証し、結論を得る。また、現行

基準において、管理が円滑に行われることを前提に、近隣の事業所間での配置数の合算や一時的な兼任を認めるなど柔軟な運用を行う。(福祉ア)

介護サービス情報の開示の推進

ア 介護サービス情報の公表制度の見直し

平成 18 年度に始まった介護サービス情報の公表制度は、段階的に進められているが、すべてのサービスで実施に至るまでの具体的な施行予定表(対象サービスと公表時期等)を早急に示す。**【平成 19 年度措置】**

また、既に公表が開始されているサービスについても、本制度の趣旨である利用者の選択に資するという観点から、公表項目の見直しを並行して進める。**【平成 20 年度措置】**

なお、「要介護度の改善」等の実績情報は、特に利用者の事業者選択に資すると考えられるため、直ちに具体的な取組を検討する。公表項目については、各施設・サービスの特殊性や介護度の違い等による影響やその補正のための手法等、実績情報の客観的な比較が可能となるよう検討を行う。**【平成 20 年早期に着手、以降段階的に実施】**(福祉ア a)

イ 第三者評価制度の推進【平成 20 年度措置】

上記アの公表制度とは別途、第三者評価制度が一部の地方公共団体で自主的に実施されている。現行の公表制度では、主に人員や拠点などの体制に関する情報しか得られないため、公表制度の項目に縛られないこうした外部評価は、事業者の積極性を表し、かつその内容が利用者の選択には非常に有効であると考えられる。

そのため、各地方公共団体における評価制度の実施状況等の調査結果を踏まえ、先行事例の紹介や自治体間の意見交換を行うことにより、第三者評価制度の活用を促進する。(福祉ア b)

介護人材の養成と確保に係る対策の見直し

ア 介護人材の養成に係る対策の見直し【平成 19 年度検討開始、平成 20 年結論】

介護職員の質の向上は重要であり、研修の充実はそのための 1 つの方策ではあるが、介護職を目指す人にとっての過度な負担が参入障壁となり、なり手を減らすことに繋がりがかねない。

したがって、平成 18 年度に新設された介護職員基礎研修の講義内容や時間数(計 500 時間)の妥当性と効果につき検証し、必要に応じ見直す。(福祉ア a)

イ 介護人材の確保に係る対策の見直し【平成 20 年度措置】

介護人材の需給バランスについては、少子化及び人口減少に歯止めがかからない現状や、他分野での求人増・賃金上昇化傾向を踏まえた予測を立てるべきであり、現時点で充足しているからと言って楽観は許されない。また、介護に携わる人材の離職率の高さや有資格者の就業率の低さ等、根本的な問題解決に向けた取組が急がれる。

まずは、潜在的有資格者がなぜ介護職に就いていないか等、実態把握のための調査を早急に行う。(福祉ア b)

(2) 保育分野

「認定こども園」の普及促進のための取組【平成 19 年度調査実施、平成 20 年度から措置】

平成 19 年 4 月 1 日現在の調査結果では、平成 19 年度中の申請見込件数 542 件であったのに対し、これまでに「認定こども園」の認定を受けたのは 4 分の 1 以下の 105 件(平成 19 年 8 月現在)にとどまっている。

「認定こども園」については、根拠法令や所管省庁が異なることにより、あらゆる手続き上の不便さを訴える声が地方公共団体よりあがっている。運用面の課題解決は、法改正を伴わないものも多い。地方公共団体や事業者にとっての負担の軽減という観点からも、可及的速やかに実態調査を実施し、認定・認可・補助金に係る申請や会計報告、監査等の事務処理にとどまらず、改善のための方策を講ずる。調査に際しては、「認定こども園」の普及促進の観点から、地方公共団体、施設、利用者の声が反映されるよう工夫する。(福祉イ b)

保育制度改革

ア 直接契約・直接補助方式の導入

現行制度では、保育所と利用者が直接利用契約を結ぶのではなく、市町村が施設に入所児童を割り当てているため、施設間で切磋琢磨し、利用者本位でサービスを向上させようというインセンティブが働きにくい構造となっているとの指摘もある。

このため、大きくコンセプトを転換し、利用者が保育所を選択する直接契約方式を導入することにより、施設が選ばれるための創意工夫をし、多様なニーズに応じたきめ細かいサービスの提供が行われるようにする必要がある。その際、低

所得者層や虐待児等配慮や緊急的対応を要するケースについては、直接契約・直接補助方式のもとでも、補助の金額を変える等して十分に対処可能であると考えられる。

一方、都市部を中心に、地方公共団体独自の取組が少なからず行われている。中でも、直接契約方式を採り入れた先行事例として、平成13年に創設された東京都の認証保育所制度では、平成19年12月現在、既に390箇所近い施設が認証を受けており、保育される児童数は約1万1千人を超えている。その実施期間や規模、運営実績の面から、認可保育所に入れなかった待機児童の貴重な受け皿として一定の機能を果たし、成果をあげていると言える。このような認証保育所制度の実態を踏まえつつ、直接契約方式の検討を行う。

また、認可保育所の利用料は、保護者の所得に応じた一律の公定料金となっているが、低所得者層への十分な配慮を行なうことを前提に、サービス内容に見合った対価を利用者が支払う負担方式とすることも含め、施設が利用者との契約に基づいて、原則自由に設定できるようにする必要がある。そうした直接契約や利用料の自由設定の仕組みの中で、病児保育や夜間・休日保育等の多様なニーズにきめ細かく対応できるサービスの拡充が図られるものとする。

認可保育所とそれ以外の保育サービスとの間で公的補助に大きな開きがあり、運良く認可保育所を利用でき、間接的に多額の補助を受けている世帯と、その他のサービスを利用せざるを得ず、公的補助をほとんど、あるいはまったく受けられていない世帯とでは、負担に大きな格差があるとの指摘もある。

そこで、利用者への負担の公平化を図るため、運営費等の公的補助を施設に対して行う現行の制度から、利用者に対する直接補助方式へ転換する必要がある。その際、児童の年齢や、家庭の状況、保育の緊急性等を元に家庭ごとの「要保育度」を設定し、それに応じた公的補助で賄われる保育サービスの利用量の上限を設定することを検討する。直接補助方式への移行に当たっては、育児バウチャーの導入や、子育てを広く社会全体で支援するという考え方に立って、既存の育児支援関連予算等を統合化したものと保険料とを財源とする社会保険制度（育児保険等）への転換についてもあわせて検討する。

これらについては、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に盛り込まれた「包括的な次世代育成支援の枠組み」を構築していく中で、検討を行う。**【認定こども園の実施状況等を踏まえ、保育所において一体的に導入することの可否について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討】**（福祉イ）

イ 保育所の入所基準等に係る見直し

(ア) 保育所の入所基準に係る見直し

戦後間もなく制定された児童福祉法(昭和22年法律第164号)にうたわれている「保育に欠ける」という概念や表現については、保護者の就業状況や就労形態の多様化、核家族化の進行など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しているにもかかわらず、それに応じた見直しがなされていない。

また、待機児童の多い都市部等では、パートタイム勤務等の保護者の子どもが「保育に欠ける」要件を満たしながら保育所に入所できないとの指摘や、「保育に欠ける」要件を満たさない子どもの保護者の中には、日中のフルタイム勤務をしていない母子世帯や低所得者層も含まれているとの指摘もあり、このような保育所に入所していないが保育の必要性が高いと判断される児童の実態について調査する。**【平成20年度早期に実施】**

さらに、当該調査の結果や保護者の就労形態の多様化を踏まえ、我が国の重要課題の一つである「子育て支援」の観点からも、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に盛り込まれた「包括的な次世代育成支援の枠組み」を構築していく中で、保育所の入所基準の見直しについても、検討を行う。**【認定こども園の実施状況等を踏まえ、保育所の入所基準の見直しの可否について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討】**(福祉イ a)

(イ) 入所選考等に係る情報開示の徹底【平成19年度措置】

特に待機児童の多い地方公共団体では、市町村によって行われる保育所の入所選考における公平性や透明性が求められている。ホームページ等で入所基準や選考基準のポイントが明らかにされている地方公共団体もある一方で、依然、申込み手続きと「保育に欠ける」要件を公表しているだけで、利用者には選考上の優先順位等がわからないままとなっている所も少なくないのが実態である。

そのため、利用者の納得性を高める観点から、情報開示をいっそう進め、選考方法・選考基準(ポイント)等を、市町村の窓口において示すにとどまらず、ホームページ等で広く公表すべきことを市町村に対し周知する。(福祉イ b)

ウ 保育所の最低基準等に係る見直し

(ア) 保育所の最低基準の見直し【平成20年度調査実施・分析、平成21年度措置】

省令である児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)は、昭和23年の制定以来ほとんど改正されておらず、中には明確な科学的な根拠がないま

まに長年適用されてしまっているものも少なくないとの指摘がある。例えば、保育所について、乳児のほふく室の面積基準は1人あたり3.3㎡、保育に従事する者の要件はすべて保育士資格を保有する者と定められているが、一方で、東京都の認証保育所制度では、それぞれ2.5㎡、資格保有者6割までは緩和が認められており、基準の緩和による具体的な問題は必ずしも明らかになっていない。また、「認定こども園」の幼稚園型、地方裁量型の施設では、3歳以上の長時間利用児（「保育に欠ける」要件を満たす子ども）を保育する職員は、保育士資格の取得に向けた努力など一定の条件つきで幼稚園教諭でも可とされている。

したがって、子どもの安全面のみならず、健康な心身の発達を保障する環境を整えるためには、どこまでの最低基準が必要なのか見直すため、科学的・実証的な検証に早急に着手する。その際、認可保育所との比較対象として、地方公共団体が独自に実施している保育室等を含める。（福祉イ a）

（イ）保育所定員の見直し【平成20年度検討・結論、平成21年4月措置】

待機児童を抱える保育所における定員の弾力化については、段階的に認めてきたところであり、現在は、年度当初（4月）の定員超過率は15%、5月は25%まで、10月以降は職員配置・面積基準の範囲内で25%を超えても構わないとしている。それに対し、市町村からは、定員超過率の更なる弾力化、あるいは超過率の決定権限の市町村への委譲を求める要望があがっている。

一方で、恒常的に定員を超えた数の児童を受け入れている保育所に対しては、3年を目途に定員改定を行うよう通知しているが、定員が増加すると補助額の単価が下がってしまうという保育所にとっての阻害要因が存在する。

そのため、保育所が定員を増やすことへの意欲・取組を阻害しないような方策を講じるとともに、現在行われている弾力化の状況を考慮しつつ、定員超過率の設定の見直しについて検討を行う。（福祉イ b）

様々な保育サービスの拡充

ア 家庭的保育（保育ママ）の活用促進【平成19年度検討開始、平成20年度結論】

多様で弾力的な保育サービスの1つとして、家庭的保育（保育ママ）のいっそうの活用が重要である。また、保育士資格を持たない子育て経験者等が保育に従事する機会を拡大する観点からも、東京都の家庭福祉員制度など先駆的、先進的な地方公共団体の独自事業を参考にしながら、国の事業を拡大し、保育ママの数を増やす必要がある。国の事業の制度化に当たっては、保育士又は看護師の資格

を持つ者だけに限定せず、基礎的な研修(安全・衛生、栄養等)の修了を条件に、保育ママと認めるなど、保育ママ要件の緩和について検討を行う。(福祉イ)

イ ベビーシッター育児支援事業の運営の適正化【平成 19・20 年度検討・結論、平成 21 年度措置】

年金特別会計児童手当勘定を財源とし、国が財団法人こども未来財団に補助、さらに社団法人全国ベビーシッター協会に事務手続きを委託しているベビーシッター育児支援事業の運営の在り方を再検証し、その適正化を図る。

また、この事業において、財団法人こども未来財団と契約した事業主が購入し、従業員に配布するベビーシッター育児支援割引券等が使用できるベビーシッター事業者は、全国ベビーシッター協会の正会員である事業者(平成 19 年 3 月末時点でわずか 112 社)に限定されている。当該割引券等が使用できる事業者の要件は、提供されるサービスの質によって定められるべきであり、協会の会員かどうかにかかわらずではない。

そのため、当該割引券等が使用できる事業者の要件の妥当性を至急検証し、見直しを行う。(福祉イ)

ウ 病児・病後児保育サービスの拡充【平成 20 年度措置】

次世代育成支援対策交付金を受けた各市町村は、地域の事情に応じて、病児・病後児保育事業者への補助事業を行っており、補助金支給の際に利用料設定に係る規定を設けているが、大半の事業者における利用料は、事実上 2,000 円/日程度に固定化されてしまっている。一方、業界団体の調査では、病児・病後児保育を実施している施設(医療機関併設型、保育所型等)の 9 割近くが、採算上赤字という結果が出ている。また、補助金が預かり児童数 4 名で頭打ちになるケースが多いため、定員が 4 名以上の場合は、預かれば預かるほど赤字が増えるという構造になっている。これでは、新規参入が増えないばかりでなく、既存事業者の経営存続も危うい状況である。

したがって、病児・病後児保育事業の実態を十分に把握し、利用料の設定方法も含め、病児・病後児保育事業が安定的に実施されるよう適切に助言等を行う。

(福祉イ)

エ 「放課後子どもプラン」の見直し

「放課後子どもプラン」の開始から半年以上が経過したが、文部科学省の放課後子ども教室推進事業と厚生労働省の放課後児童健全育成事業の調整役となるコーディネーターの配置が十分でないなど、プランによる効果はまだ発揮されてい

ない。また、より効果的な事業の推進を図る観点から、早急に実施状況等の調査を行い、実態を把握した上で課題を解決し、2つの事業の連携を深め、1つの事業として展開することの是非も含めて検討し、事業の改善を行う。調査の実施に当たっては、地方公共団体や運営側からの視点だけでなく、保護者・子ども自身等の利用者の声がしっかり反映されるような手法を取る。**【平成19年度調査、平成20年検討・結論、平成21年4月措置】**(福祉イ a)

今般、国によって示された放課後児童クラブに関するガイドラインは、放課後児童クラブ数の急増や、大規模化による事故・ケガの発生等を背景に、サービスの質の向上を図る目的で策定された。しかしながら、地方公共団体に対してサービス内容の目安を示すことと、補助要件を設けて一定の質を担保することは、本来別の目的であり、特に後者については科学的・実証的な根拠が必要である。ところが、定員の上限(1箇所70名まで)に係るガイドラインは、3年の経過措置期間を経て、補助要件化されることとなっている。一方で、職員の配置や、児童1人あたりの面積基準は目安にとどまっているなど、ガイドラインと補助要件の区別が不明瞭となっている。

したがって、それぞれの目的に応じた数値が科学的な根拠に基づくものとなるよう、適宜見直していく。また、ガイドラインの項目に適合している施設かどうか利用者がわかるよう、情報を公開するシステムを検討する。**【平成20年度検討、平成21年4月結論・措置】**(福祉イ b)

放課後児童クラブ事業費に係る障害児加算は1施設あたりの額で決まっており、1人でも受け入れれば加算がつく仕組みとなっている。放課後児童クラブにおける障害児受入の義務はないため、地方公共団体や事業者によっては受入人数を制限しているところもある。そのため、やむなく学区外の遠いクラブに通わざるを得ない児童もいる。

よって、事業者の積極的な取組に対するインセンティブを働かせ、障害児の受入を促進する観点から、受入人数に応じて加算が増減するようなスライド制を採用入れる等、加算の在り方を見直す。**【平成19年度検討・結論、平成20年度措置】**(福祉イ c)

(3) 両立支援分野

両立支援レベルアップ助成金に係る運用の見直し【平成19年度措置】

国の事業主支援策の1つである「両立支援レベルアップ助成金・事業所内託児施設設置・運営コース」につき、指定法人である財団法人21世紀職業財団における申請から支給決定までのプロセスが不透明、かつ各種手続きが煩雑であるとの声が事

業主からあがっている。財団のホームページ上では、支給要件の概要のみが公表されており、申請手続きの詳細及び支給要領については、財団本部又は地方事務所に照会する必要がある。

したがって、公平性を確保し、申請者の負担を軽減するため、支給要領等の関連情報をホームページ上で開示する。

また、同様の観点から、支給要領に記載されていない運用上の解釈に関する事項、具体的には、「施設利用者は原則、事業主等が雇用する労働者である必要があり、当該事業所外利用者がある場合においても、当該事業所の雇用労働者の利用者数を上回らないものであること」、「助成金を受けた事業主が、運営を開始した後、他の事業主と共同運営してもよい」等、事業主が施設の設置・運営等を検討する際の判断材料として有益と思われる内容も、すべてホームページ上で開示する。特に、利用料については、支給要領で規定されている支給要件である「適正な額であること」についてわかりやすく補足する参考情報、具体的には「託児時間や給食の有無等、保育サービスの内容に照らして、近隣の保育所等の保育料より低廉であることが望ましい」という運用上の解釈や、近隣の施設や付加サービスを行っている施設の利用料等の情報も入手できるようにする。(福祉ウ)

事業所内託児施設等の質の担保の徹底【平成 19 年度より逐次実施】

現行制度では、事業所内託児施設等を認可外保育施設として位置づけており、認可外保育施設指導監督基準に沿って、都道府県が指導監督を実施することとしている。

今後、多様で弾力的な保育サービスが求められている状況に的確に対応していくため、事業所内託児施設を地域で活用していくことができるよう、適切な指導監督が行われ、保育の質及び適正な運営が確保されるよう周知徹底を図る。(福祉ウ)